

訴 訟 法 務 講 座

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

行政訴訟に対する認識を深め、訴訟が提起された際に的確な対応ができるようにする。

- 行政訴訟に関する基礎知識を学びます。
- 行政訴訟が起きた場合の対応や手続きなど実務能力の向上を図ります。
- 過去の訴訟事例を通して、訴訟におけるリスク対応力を養います。

| | | | | |
|----|---|-------------------------------------|----------|-------|
| 期日 | 1日目 | 平成29年 6月15日(木) 10時～16時30分 ※集合：9時45分 | 講師 | 学識経験者 |
| | 2日目 | 平成29年 6月16日(金) 9時30分～16時30分 | | |
| 会場 | 茨城県自治研修所 7階 701研修室 | | 計画 人員 | 39人 |
| 対象 | 一般職員 訴訟法務の実務を担当しているが基礎知識に不安がある、訴訟提起の際の対処法を学びたい といった方 | | | |

研修の概要

複雑、高度化する住民の権利意識の変化等により、行政に関わる訴訟が増えています。このため、自治体職員には専門性の高い訴訟法務知識の習得がますます重要になっています。

当講座では、行政訴訟についての基本的な知識を学び、予防策や解決方法などについて理解を深めます。

タイムスケジュール

| | | | | | | |
|-----|--------------------|---------------------|-------|----------------|-------|--------|
| | 9:30 | 9:45 | 10:00 | 12:00 | 13:00 | 16:30 |
| 1日目 | | 開講 オリエン テーション | | 訴訟に対する基礎知識（講義） | | |
| | | | | 休憩 | | |
| 2日目 | 判例研究・訴訟事例演習（講義・演習） | | | | | 閉 講 |
| | 休憩 | | | | | |

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 訴訟の手続きなど、基本的事項から学べてたいへん参考になった。
- ・ 実例を交えての講義で、とてもわかりやすかった。
- ・ 判例をじっくり時間をかけて読み、解説も聞けてよかった。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>